平成 20 年6月市長定例記者会見資料

総務部企画財政課

1. 件名

(仮称) 湖南市ふるさと寄附条例などについて

2. 趣旨

平成20年4月30日に「ふるさと納税制度」を盛り込んだ改正地方税法が国会で成立した。

ふるさと納税制度は、ふるさとに対し貢献または応援をしたいという方々の思いを 実現する観点から、地方公共団体等に対する寄附金制度を見直し、寄附金の一部を所 得税と合わせて控除しようとするものである。

また、寄附先は、出身地に限らず、全都道府県・市町村から自由に選ぶことができ、「故郷への恩返し」という面と、「好きな地域を応援する」という側面も持っている。 湖南市においても、これを受けて、(仮称)湖南市ふるさと寄附条例、(仮称)湖南市ふるさと応援基金条例の整備をする。

3. 条例の内容

(1) (仮称) 湖南市ふるさと寄附条例

ふるさと納税による寄附金を受入れるために、(目的、事業区分、管理運用、使途指定、適用除外、運用状況の公表などを定める) 分野別に寄附を受けることなどを内容とする。

(2)(仮称)湖南市ふるさと応援基金条例(新設、または既存の条例の活用) 受け入れた寄附金を各分野の事業に積立・活用するための基金 (設置、積立、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分などを定める)

4. 条例提案時期

平成 20 年(2008年) 9 月議会 (予定)

5. 条例施行時期

平成20年(2008年)10月1日(予定)

6. 問い合わせ先

総務部企画財政課 TEL:0748-71-2317